

2. 建築士資格に係る実務経験の対象実務の見直し

■ 実務経験の対象実務の拡大

近年の既存ストックの有効利用や建築物の性能向上などが進められる中、建築士は単に設計・工事監理を行うだけでなく「建築物の総合的な専門家」としての役割を果たすことが求められています。

こうした近年の建築士を巡る環境変化を踏まえ、対象実務の考え方について、「建築物を調査・評価する」業務を追加するとともに、対象実務を拡大しました。

■ 拡大される実務経験の適用

今回の見直しにより追加された実務を施行日(令和2年3月1日)前に行っていたとしても、実務経験としてカウントできません。施行日(令和2年3月1日)以後に行われた実務から実務経験年数にカウントされます。



新たな実務経験の対象範囲 ※赤字が今回見直しにより追加する実務

①建築物の設計に関する実務

● 建築物の設計に関する業務

- ・建築物の特定の部分・機能に係る設計
- ・基本計画策定に係る業務のうち、建築士事務所で行われる建築物の設計に関する図書の作成に係る業務(図書を作成するため必要となる直接的な業務を含む)
例: 設計与条件整理、事業計画検討など
- ・建築士事務所で行われる標準的な設計を行う業務(单なるトレースである業務は除く)
例: 事務所内部で使用する標準仕様の作成、BIM部品の作成など
- ・解体工事に係る設計
- ・建築積算関連業務(单なる計算業務を除く)

②建築物の工事監理に関する実務

● 建築物の工事監理に関する業務

③建築工事の指導監督に関する実務

● 建築物の指導監督に関する業務

- ・法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する業務(单なる記録に係るもののは除く)
例: 住宅瑕疵担保責任保険にかかる検査業務(保険検査)、住宅性能表示制度における性能評価業務(性能評価)、独立行政法人住宅金融支援機構の適合証明業務(適合証明)、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務(省エネ適判)など

④建築物に関する調査又は評価に関する実務

● 建築士事務所で行われる建築物に関する調査又は評価に係る業務

- 例: 既存建築物の調査・検査、調査結果を踏まえた劣化状況等の評価、建築基準法第12条第1項に規定する定期調査・報告など

⑤建築工事の施工の技術上の管理に関する実務

● 以下の業種区分に係る施工の技術上の管理

- ・建築一式工事、大工工事
- ・以下のいずれも満たす工事
 - ・専門性が高く独自に施工図の作成が必要となるような工事
 - ・建築物の部分又は機能の一部に係る工事であって、建築物全体又は多くの機能(構造、設備、計画など)との関係が密接な工事
例: 鉄骨工事、鉄筋工事、解体工事(4号建築物以外のものに限る)など

● 建築設備の設置工事に関する施工の技術上の管理の実務

⑥建築・住宅・都市計画行政に関する実務

● 建築行政*

- 例: 建築基準法等に係る個々の建築物の審査/検査/指導/解釈/運用等に係る業務、法律に基づき行う認定・審査・判定を行う業務、建築物に係る技術的基準の策定業務など

*従前、建築確認及び消防長、消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務のみが対象であった。

● 住宅行政(建築物に直接関係する業務に限る)

- 例: 建築物の性能向上等を図る補助金の審査業務、特定空家等の調査など

● 都市計画行政(具体的な建築物の整備等に係る業務に限る)

- 例: 市街地再開発事業、土地区画整理事業など

⑦建築教育・研究・開発及びそのほかの業務

● 大学院におけるインターンシップ

● 建築士試験に係る全科目を担当可能*でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員の業務

*所属長が該当性を証明

● 建築物に係る研究(ただし査読を経て学会誌に掲載等されるなど、第三者による一定の審査を経て公表等されるものに限る)

● 建築士事務所で行われる既存建築物の利活用検討・維持保全計画策定の業務(ただし、建築物に直接関係する業務に限る)

対象となる実務経験の具体例

上記に加え、個別具体的な実務内容が対象実務に該当するか否かについて、建築士を志望する者が判断することが可能となるように、詳細の「対象となる実務経験の例示リスト」を、建築士免許登録機関のHPに公表し、順次更新していきます。

実務経験の審査方法の厳格化

対象実務の拡大と併せて、実務経験の申告に係る第三者の証明について、建築士事務所での実務の場合は原則として管理建築士又は所属建築士に、建築士事務所以外での実務の場合は原則として法人による証明に限定するとともに、実務経験内容についてより詳細な申告を求ることとします。